



来週の投資戦略 (5/20-24)

エヌビディア決算に期待高いが

2024年5月19日

小松 徹

注目事項 - 見所

- 5月22日、3月の機械受注（船舶・電力を除く民需） — 前月比マイナス2.0%？
- 5月22日、米連邦公開市場委員会（FOMC）議事要旨 — 利下げに慎重多数？
- 5月22日、エヌビディア2-4月期決算 — EPS（一株当たり利益）前年比5倍、6倍？
- 5月24日、4月の全国消費者物価指数 — 前年比+2.4%、コアコアも+2.4%？

株式市場見通し

先週のわが国の株式市場は超大型株が2.0%上昇したのに対して、中小型株が0.5～2.3%下落した。米国主要株価指数がいずれも史上最高値を更新したため、日経225が値高ハイテク株主導で上昇した。ソニーグループ(6758)が今期営業利益5.5%増と自社株買いを発表したことも好感された。一方で、中小型株指数は期待外れとなった。先々週に大型株が下落したのに対して、中小型株指数が上昇したことから、年初来続いた動きが変わるかもと期待していたが、そうならなかった。2週間前の投資家別売買動向で外国人投資家が再度買い越しに転じていたことから、まだ買いエネルギーが切れていないようだ。来週は水曜日にエヌビディア(AI半導体最大手)の決算が発表される。木曜日のわが国の株式市場では大きく反応するだろう。

エヌビディアの2-4月期EPSのアナリスト予想は前年同期比5.4倍、最大予想で6.2倍。毎四半期期待が高まっており、恐らく投資家は5.4倍では満足しないだろう。6倍なら驚くのではないか。過去四半期の決算はアナリスト予想の平均値を20%前後上回っており、前回は11%しか上回らなかったため、株価は2割下落した。その間にハイテク株の女王キャシー・ウッド氏が割高と言って売却を続けていたらしい。ただし、今の株価は戻っている。5-7月期のアナリスト予想EPSは前年同期比2.2倍。

さて、東証プライム上場企業の2024年3月期純利益が前年度比18%増と当初の会社予想だけでなく、アナリスト予想も上回った。しかしながら、2025年3月期は0.1%減益と集計されている。トヨタ自動車(7203)が28%減益予想を発表したことが影響している。トヨタは為替相場の前提を1米ドル=145円に置いている。ソフトバンクグループ(9984)はこの集計値にどう入っているか分からないが、大幅な黒字転換が実現すれば、現在の市場全体の株価収益率(PE)は16.5倍よりも低くなるだろう。

来週の経済指標などで注目したいのは、米国では水曜日発表の前のFOMC議事要旨。利下げに慎重な発言が多数派を占めるだろう。わが国では水曜日発表の3月の機械受注と金曜日発表の4月の全国消費者物価指数(CPI)。CPIは全体もエネルギー・生鮮食品を除く指数も前年比+2.4%と予想されている。3月はそれぞれ+2.7%、+2.9%と高かった。個人の消費行動にはプラス材料となるが、日銀の政策には何か影響あるだろうか。

KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。